

議案第 99 号

山陽小野田市地域包括支援センターの人員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市地域包括支援センターの人員等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 月 2 日提出

山陽小野田市長 藤田 剛二

山陽小野田市地域包括支援センターの人員等に関する条例の一部を改正する条例

山陽小野田市地域包括支援センターの人員等に関する条例（平成 26 年山陽小野田市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 115 条の 46 第 4 項」を「第 115 条の 46 第 5 項」に改める。

第 4 条第 1 項中「員数」の次に「（山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会（山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 30 号）第 2 条に基づき設置された機関をいう。以下同じ。）が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、「（山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 30 号）第 2 条に基づき設置された機関をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会

が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者の中から2人とする。

本則に次の1条を加える。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第99号参考資料

山陽小野田市地域包括支援センターの人員等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）<u>第115条の46第5項</u>の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を適切かつ円滑に実施するために必要な基準を定めるものとする。</p> <p>(人員に関する基準)</p> <p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画において見込まれる第1号被保険者の数とする。以下同じ。）がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数<u>（山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会（山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第30号）第2条に基づき設置された機関をいう。以下同じ。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センタ</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）<u>第115条の46第4項</u>の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を適切かつ円滑に実施するために必要な基準を定めるものとする。</p> <p>(人員に関する基準)</p> <p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画において見込まれる第1号被保険者の数とする。以下同じ。）がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p>

一において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。) によることができる。
次項において同じ。) は、原則として次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

2 前項の規定にかかわらず、山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者の中から2人とする。

3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると、山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会において認められた場合においては、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

(1)～(3) (略)

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると、山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会(山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例(平成17年山陽小野田市条例第30号)第2条に基づき設置された機関をいう。以下同じ。)において認められた場合においては、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	第1項第1号から第3号までに掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

るによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、市長が別に定める。